

# 令和3年度 国立大学法人信州大学研究費不正使用防止計画

令和3年3月30日制定

番号	区分	不正を発生させる要因	不正使用防止計画
<b>I. 機関内の責任体系の明確化</b>			
1	体制	責任者の役割や所在・範囲が曖昧な場合は、組織としてのガバナンスが機能しない。	【優先事項】 改正ガイドラインの趣旨を踏まえ、責任体制や組織体系等の見直しが必要かどうか検討する。
<b>II. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</b>			
① 事務処理手続きに関するルールの明確化・統一化			
2	執行ルール	研究費の使用及び事務手続きに関するルールに曖昧な箇所があることで、不適切な使用が行われる。	研究費の使用及び事務手続きに関するルールの明確化・統一化を推進する。
② 職務権限を明確化			
3	執行ルール	職務権限に曖昧な箇所があることで、十分なチェックが行われず、不適切な使用が行われる。	研究費の使用及び事務手続きに関する決裁権限等の明確化・統一化を推進する。
③ コンプライアンス教育を通じた職員の意識向上			
4	意識向上	研究費の不正使用の事例及びその影響についての意識が不足しているため、当該行為が不正使用であるという意識がない。	コンプライアンス教育・啓発活動により、教職員に不正使用の事例や研究費の執行ルール等を繰り返し周知することで、研究費に関する意識向上を図る。 【優先事項】 改正ガイドラインの趣旨を踏まえ、コンプライアンス教育・啓発活動の内容等の見直しを検討する。
④ 告発等の取扱、調査及び懲戒に関する規程を整備し、運用を透明化			
5	意識向上	告発者の取扱、調査及び懲戒に関する規程の周知が不足することで、教職員の意識欠如により、不正使用が行われる。	告発者の取扱、調査及び懲戒に関する規程等の周知を推進する。
<b>III. 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施</b>			
6	要因把握	不正使用防止計画の策定において、不正を発生させる要因の把握が不十分の場合に、実効性のある不正使用防止計画とならず、不正使用の防止にならない。	不正を発生させる要因を把握し、実効性のある不正使用防止計画を策定する。
<b>IV. 研究費の適正な運営・管理活動</b>			
7	運営管理	研究費の執行に際して、第三者からのチェック機能が働かないことで、研究費の不正使用が行われる。	研究費の執行に際して、第三者からのチェック機能が働くような見直しを行うとともに、チェックの実施徹底を図る。
<b>V. 情報の伝達を確保する体制の確立</b>			
8	情報公開	研究費の執行に際して、各部局から寄せられる相談事項や課題が学内で共有されないことで、他部局の改善方策が他部局で活用できず、結果的に研究費の不正使用に繋がる。	各部局から寄せられる相談事項や課題並びに各部局が独自に行っている改善事項の学内共有を推進する。
<b>VI. モニタリングの在り方</b>			
9	監査	実効性のある監査が実施されないことにより、研究費の不正使用が行われる。	実効性のある監査を実施する。